

総税固第18号
令和3年4月1日

各都道府県知事 殿

総務大臣
(公印省略)

国有資産等所在市町村交付金法及び同法施行に関する取扱いについて
の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第107号)及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第34号)は令和3年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、「国有資産等所在市町村交付金法及び同法施行に関する取扱いについて」(平成27年2月18日総税固第8号総務大臣通知)を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしく申し上げます。また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしく申し上げます。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

記

「国有資産等所在市町村交付金法及び同法施行に関する取扱いについて」について、別添新旧対照表のように改正する。

○国有資産等所在市町村交付金法及び同法施行に関する取扱について（平成二十七年二月十八日総務大臣通知）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>別紙</p> <p>国有資産等所在市町村交付金法及び同法施行に関する取扱について</p> <p>第二節 交付金の交付</p> <p>第一目 交付金の客体</p> <p>十八 発電又は水道若しくは工業用水道の用に供するダムのために供する固定資産において、当該ダムに係る河川の河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七条に規定する河川管理者をいう。）との協議に基づき設置された洪水吐ゲート及び放流のための管（これらの設備と一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。）であつて、洪水調節に資するものであることについて国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類により河川管理者の証明がされたものにあつては、市町村交付金の客体に含めないものとする。こと。（法二一IV・V、令一の二・一の三三・四、則一・一の二の三）</p> <p>第二目 交付金の客体から除外される固定資産の範囲</p> | <p>別紙</p> <p>国有資産等所在市町村交付金法及び同法施行に関する取扱について</p> <p>第二節 交付金の交付</p> <p>第一目 交付金の客体</p> <p>第二目 交付金の客体から除外される固定資産の範囲</p> |

十九 略

二十 地方公共団体が当該地方公共団体の公務員のために設置する
宿舎の用に供する固定資産のうち法第二条第二項第二号の固定資
産に類するものとして市町村交付金の客体から除外されるもの（
令一の五V）の認定に当たっては、当該固定資産の設置の目的及
び使用の態様から国設宿舎の公邸又は無料宿舎に類するものであ
るか否かを判定すべきものであり、単にその使用が有料であるこ
とのみを理由として決定すべきものではないものであること。

二十一～二十二 略

第三節 交付金額の算定

第一目 交付金算定標準額

二十三～二十五 略

第二目 台帳価格等の通知等

二十六～三十一 略

第四節 交付金の交付方法

三十二～三十六 略

第五節 都道府県に対する交付金の交付

三十七～三十九 略

十八 略

十九 地方公共団体が当該地方公共団体の公務員のために設置する
宿舎の用に供する固定資産のうち法第二条第二項第二号の固定資
産に類するものとして市町村交付金の客体から除外されるもの（
令一の四V）の認定に当たっては、当該固定資産の設置の目的及
び使用の態様から国設宿舎の公邸又は無料宿舎に類するものであ
るか否かを判定すべきものであり、単にその使用が有料であるこ
とのみを理由として決定すべきものではないものであること。

二十～二十一 略

第三節 交付金額の算定

第一目 交付金算定標準額

二十二～二十四 略

第二目 台帳価格等の通知等

二十五～三十 略

第四節 交付金の交付方法

三十一～三十五 略

第五節 都道府県に対する交付金の交付

三十六～三十八 略